

令和7年第7回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集告示年月日 令和7年8月27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和7年9月1日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	樋口博美	2番	林政美
3番	牛丸圭也	4番	吉澤光雄
5番	古村幹夫	6番	松澤千代子
7番	栗林俊彦	8番	高木智香
9番	小澤睦美	10番	本田光陽
11番	向山光	12番	小林テル子
13番	津谷彰	14番	舟橋秀仁

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和6年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 令和6年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 令和6年度辰野町下水道事業会計決算
- 日程第6 議案第4号 令和6年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 令和6年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 令和6年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 令和6年度町立辰野病院事業会計決算
- 日程第10 議案第8号 令和6年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 令和6年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 辰野町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 辰野町職員の育児休業等に関する条例及び辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の

- 公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 7 年度役場庁舎照明 LED 化改修工事請負契約について
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 7 年度辰野町民会館ホール舞台照明設備改修工事請負契約について
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 7 年度辰野町民会館ホール天井改修工事請負契約について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 6 年 11 月 1 日～2 日発生 11 月豪雨災害復旧事業伝兵衛井地区工事請負契約について
- 日程第 23 議案第 21 号 辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 24 議案第 22 号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 6 年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 6 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 27 報告事項 (1) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 2 年度から令和 5 年度財政指標等の修正について
(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 6 年度財政指標の報告について
(3) 専決処分の報告について

日程第 28 請願・陳情等について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	三 浦 秀 治	まちづくり政策課長	高 津 稔
DX・地方創生担当課長	赤 羽 謙 一	住民税務課長	桑 原 高 広

保健福祉課長	矢 島 秀 教	子育て応援課長	高 倉 健一郎
産業振興課長	丸 山 貴 之	商工観光担当課長	菅 沼 隆 之
建設水道課長	熊 谷 健 司	会計管理者	上 島 淑 恵
学校支援課長	竹 村 智 博	学びの支援課長	福 島 永
辰野病院事務長	桑 原 さゆり		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長	原 梢

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第 7 番	栗 林 俊 彦
議席 第 8 番	高 木 智 香

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回辰野町議会9月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第7回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

皆さんおはようございます。本日ここに第7回辰野町議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄、大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。昨日8月31日に開催した町の防災訓練につきましては、多くの皆様にご参加いただき誠にありがとうございました。議員各位におかれましては、各地区で開催された訓練等にご協力いただいたものと思っております。本年は赤羽区を主会場に開催され、区内各世帯の安否を玄関先に掲示する手法や、区所有の小型ポンプを使った初期消火訓練など独自の取り組みも実践する中で大々的に行われました。町としましても新しい地方経済生活環境創生交付金を活用し購入した、ベッドやパーテーションを実

際に組み立てて、その実用性の確認と防災に対する関心を高めていただきました。全体的に内容の濃い訓練であったと感じたところであります。今後は簡易トイレとポータブル電源、給水用簡易水槽を配備し更なる防災対策の充実を図ってまいりたいと考えています。本年、町の新たな取り組みの一つとして町公式 LINE 上にデジタル防災訓練を配信いたしました。画面の流れに沿った行動フローにより確認する訓練であります。県の信州防災アプリと合わせ利用をお薦めしていきたいと考えています。さて決算議会とされる今定例会にご提案申し上げます議案は、令和 6 年度一般会計決算をはじめ、議案第 9 号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は歳入で 106 億 307 万 5,000 円、歳出で 101 億 4,323 万 1,000 円となり、繰越明許費を除く実質収支額は 4 億 121 万 1,000 円の黒字決算となりました。また特別会計、企業会計については、辰野病院事業会計を除き黒字決算となりました。そのほか条例の一部改正 3 件、専決処分を含む令和 7 年度一般会計補正予算や特別会計の補正予算 4 件、工事の請負契約議案 4 件、人事案件 2 件、決算関連議案 2 件の合わせて 24 議案であります。また報告事項といたしまして、令和 6 年度の財政指標等と過年度分の修正、専決処分の報告計 3 件があります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意くださいますようお願い申し上げます、第 7 回定例会招集にあたっての挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、議席 7 番、栗林俊彦議員、議席 8 番、高木智香議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、樋口博美議員。

○議会運営委員長（樋口）

皆さんおはようございます。去る 8 月 28 日議会運営委員会を開催し、令和 7 年第 7 回辰野町議会 9 月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8 月 27 日辰野町告示第 56 号によって、辰野町長より 9 月定例会を 9 月 1 日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、9 月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全員一致して決定いたしました。内容の詳細につきましてはお手元に配布しま

した会期日程のとおりでございます。全議員の賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、事前に配布した会期日程（案）のとおり決めるにご異議ございませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和6年度辰野町一般会計決算から、日程第11、議案第9号、令和6年度辰野町介護保険特別会計決算及び日程第25、議案第23号、令和6年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について並びに日程第26、議案第24号、令和6年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、以上11件を一括議題といたします。なお議案第23号及び24号については、議事進行上決算審査と連携しておりますので一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町長

議案第1号、令和6年度辰野町一般会計決算から議案第9号、令和6年度辰野町介護保険特別会計決算まで並びに議案第23号、令和6年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第24号、令和6年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての提案説明を一括申し上げます。一般会計及び各特別会計の決算は地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整することになっています。今議会では、令和6年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより、執行機関の事務の公正を確保するものであります。決算及び付属書類については監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受けるものでありますので原案承認いただき、また地方公営企業法の規定に基づく辰野町上水道事業会計及び辰野町下水道事業会計における未処分利益剰余金の処分についても、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお決算の概要につきましては、会計管理者に説明致しますので、よろしく申し上げます。

○会計管理者

令和6年度辰野町一般会計及び特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明申し上げます。令和6年度も、依然として厳しい財政状況の中ではありましたが、子育て支援の強化や二酸化炭素排出量の削減等、未来を見据えた事業に赴きを置きながら、限られた財源の効率的、効果的な運用を図り、有利な交付金の活用、DXへの取り組み、事務の効率化、コスト削減等の業務改善に努め、健全財政の維持に意を注ぎ予算を執行してまいりました。それでは、お手元に配付させていただきました、令和6年度一般会計特別会計決算説明に沿ってご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。令和6年度一般会計決算総額は、歳入106億307万5,000円、前年度に比べ4.9%の増、歳出101億4,323万1,000円、前年度に比べ6.0%の増、翌年度繰越額は4億5,984万4,000円となりました。基金の運用につきましては、利息を含め財政調整基金を中心に2,965万5,000円を積み立て、4億3,903万9,000円を取り崩し、土地開発基金を含む基金総額は35億8,195万6,000円となりました。歳入について決算額、主なものを申し上げます。町税は総額24億824万6,000円で、前年度に比べ3億8,880万7,000円、13.9%の減となりました。下段の記載になりますけれども、現年課税分全体では、調定額24億1,276万9,000円に対し、収入済額は23億9,748万9,000円、また滞納繰越分では調定額4,462万7,000円に対し、収入済額は1,075万7,000円で、現年滞納繰越分合わせての徴収率は98.0%で、前年度に比べ0.4%の減となりました。2ページ中段をお願いいたします。地方特例交付金は9,458万3,000円で、前年度に比べ7,844万8,000円の増となりました。記載はしてございませんが個人住民税の定額減税に伴う補てん措置によるものでございます。地方交付税は総額32億727万9,000円となり、1億486万6,000円の減となりました。内訳は、普通交付税が27億9,326万6,000円で、1億5,572万円の減、特別交付税が4億1,401万3,000円で、5,085万4,000円の増でございます。使用料及び手数料は1億374万1,000円となり、前年度に比べ256万1,000円の減となりました。霊園使用料、住宅使用料現年度分の減、対しまして美術館使用料につきましては増でございます。国庫支出金は、総額11億3,054万3,000円となり、前年度に比べ1億3,720万円の増となりました。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、地方創生臨時交付金等の減、児童手当負担金、学校施設環境改善交付金（繰越）等の増が主なものでございます。県支出金は、総額4億8,923万1,000円となり、前年度に比べ1億5,303万円の減となりました。価格高騰特別対策支援補助金、過年度発生林道施設

災害復旧事業補助金等の減、3 ページに続きますが、水の恵みを未来へつなぐ交付金、子ども・子育て支援施設整備交付金の増が主なものでございます。寄附金は1億8,805万4,000円となり、前年度に比べ9,575万円の増となりました。一般寄附金の増が主なものでございます。繰入金は4億3,903万9,000円となり、前年度に比べ4億442万7,000円の増となりました。財政調整基金を始めとする基金からの繰入が主なものでございます。繰越金は5年度からの繰越金として5億3,873万8,000円で、前年度に比べ5,246万3,000円の増でございます。諸収入は5億7,888万5,000円となり、前年度に比べ3,025万1,000円の増となりました。新型コロナ定期接種ワクチン確保助成金、消防救急無線デジタル化事業損害賠償金の増が主なものでございます。町債は総額6億1,290万円となり、前年度に比べ3億3,690万円の増となりました。起債の内訳は、緊急防災・減災事業債、脱炭素化推進事業債、公共施設等適正管理推進事業債等でございます。次に歳出について決算額、主なものを申し上げます。議会費は総額1億1,363万8,000円の決算となりました。議会本会議場映像・音響機器設備改修工事費が主なものでございます。総務費は総額16億764万2,000円の決算となりました。庁舎管理費では、庁舎エレベーター設置工事監理業務委託料、庁舎照明LED化改修工事設計業務委託料、庁舎エレベーター設置工事費、庁舎自動ドア設置工事費、庁舎3階会議室等空調設備設置工事費、庁舎1階屋根防水改修工事費及び庁舎機械室内装工事費等庁舎内の改修工事を中心に多数実施いたしました。企画費について4ページに続きます。湯にいくセンター、地域活性化センター、たつのパークホテルそれぞれの指定管理料、共創による地域交通形成支援事業業務委託料、湯にいくセンター空調整備更新工事費、2024辰年プロジェクト負担金が主なものでございます。移住定住促進事務費は、移住体験施設の経費、移住定住推進業務委託料、空き家改修費等補助金、空き家等解体事業補助金が主なものでございます。諸費は、町税等過誤納還付金と国庫補助金等返還金でございます。交通安全対策費は、道路防護柵等の設置工事費、交通安全協会負担金及び自転車用ヘルメット購入費補助金が主なものでございます。防災事業費は、住民参加型防災マップ作成委託料、広域避難所空調設備設置工事費及び今村区防災備品整備補助金が主なものでございます。公共交通事業費は、乗合タクシー運行事業委託料、バス運行委託料等が主なものでございます。地方創生臨時交付金事業費は、繰越明許費も含め物価高騰対応重点支援に伴う低所得者世帯支援給付金、省エネ家電等買い換え促進補助金、原油価格上昇対策福祉施設支援金、公立病

院価格高騰対策補助金、上下水道事業支援金等多岐にわたり支援金を執行いたしました。女性・若者活躍推進事業費は、辰野町奨学金返還支援補助金が主なものでございます。5 ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費は、地方公共団体情報システム機構委託料、マイナンバーカード交付に関する費用及びコンビニ交付証明書交付センターへの負担金が主なものでございます。民生費は総額 28 億 42 万 4,000 円の決算となりました。社会福祉総務費は、福祉タクシー扶助費、灯油・ガソリン等購入券助成金、保健福祉センター維持管理費が主なものでございます。老人福祉費は、老人福祉センター指定管理料、小野介護予防センター維持管理費、養護老人ホーム入所措置費、ほたるの里世代間交流センター維持管理費、高齢者自立支援住宅管理費が主なものでございます。児童福祉総務費では児童手当給付金、子育て支援センター使用料、病児・病後児保育施設建設の工事費と管理業務委託料、辰野病院駐車場整備工事費が主なものでございます。保育園運営費は、町内 6 保育園の管理運営経費、羽北保育園トイレ改修工事費が主なものでございます。6 ページをお願いいたします。衛生費は総額 10 億 5,234 万 8,000 円の決算となりました。ゼロカーボン推進事業費では、辰野図書館照明 LED 化改修工事費設計業務委託料、辰野図書館照明 LED 化改修工事費及び辰野町ゼロカーボン推進補助金が主なものでございます。診療所費は、町立辰野病院に対する補助金及び出資金が主なものでございます。水道費は、水質検査や簡易水道の地方債償還にかかる繰出金が主なものでございます。町保健対策推進費は、妊婦一般健診、産後（産婦）健診、乳幼児健診に要した医師等の委託料が主なものでございます。健康増進事業費は、各種がん検診、その他検診、後期高齢者医療加入者に対する健康診査委託料等が主なものでございます。伴走型相談支援事業費は、出産・子育て応援金として、妊娠期また出産後の子育てに対する応援金が主なものでございます。農林水産業費は総額 2 億 9,153 万 7,000 円の決算となりました。農業振興費は、給食の地産地消事業委託料、新規就農者インターン事業負担金、農作業機械購入等補助金、農業次世代人材投資事業交付金、新規就農者育成総合対策交付金、有機農業産地づくり推進緊急対策事業交付金が主なものでございます。7 ページをお願いいたします。地域農業基盤確立農業構造改善事業費は、辰野町食の健康拠点施設・辰野町滞在型農園施設・辰野町交流促進施設の修繕料、指定管理料が主なものでございます。林業費は、有害鳥獣捕獲報奨金、松枯損木処理委託料等が主なものでございます。また、林業振興費では、森林整備委託料、松枯損木処理委託料が主なものとなっております。

ます。商工費が総額 6 億 7,982 万 9,000 円の決算となりました。商工事業費では、ほたるマイカードポイント 3 倍キャンペーン負担金、辰野町商工業振興資金利子補給及び保証料、辰野町商工業誘致及び振興補助金、辰野町商工会補助金、辰野町商工業振興資金預託金が主なものでございます。観光事業費では、ほたる祭り・各種団体等への負担金・補助金が主なものとしてございます。土木費は、総額 10 億 9,553 万 9,000 円の決算となりました。土木管理費の土木総務費は、住宅リフォーム補助金、定住促進奨励金が主なものでございます。用地対策費は、下辰野新屋敷宅地造成工事に伴う工事請負費及び嘱託登記委託料が主なものでございます。8 ページをお願いいたします。道路新設改良費の道路新設改良事業費から通学路緊急対策交通安全事業費繰越明許までは、町道 1216 号線宮所の拡幅改良工事費ほか町道 9 路線の改良工事費、町道 77 号線昭和橋線の請負工事費、ジャパンアルプスサイクリングロードの矢羽根設置の請負工事費、北の沢橋の請負工事費、橋梁定期点検委託料、町道 1444 号線北大出の舗装工事費ほか町道 13 路線の舗装工事費、町道 1 号線宮木城前の請負工事費、町道 15 号線小野の請負工事費、町道 8 号線宮木大幹線の請負工事費等国庫補助事業や各区からの要望に応え、多くの町道の改良舗装工事を実施いたしました。都市計画費は、公園施設長寿命化対策事業荒神山体育館の請負工事費及び下水道事業会計への補助金が主なものでございます。消防費は、総額 2 億 9,512 万円の決算となりました。非常備消防事業費（繰越明許）からは消防小型ポンプ付積載車を第 6 分団、第 8 分団にそれぞれ購入させていただきました。教育費は総額 14 億 2,792 万 7,000 円の決算となりました。教育委員会費について、9 ページをお願いいたします。小中学校の工事請負費として、辰野東小学校給食室の床改修工事費及び空調設備改修工事費、辰野中学校の生徒玄関西側舗装工事費及び第二体育館照明 LED 化改修工事費、辰野南小学校給食室ボイラー更新工事費等多くの工事を実施いたしました。学校施設環境改善交付金事業費（繰越明許）からは、辰野西小学校体育館長寿命化改修工事を行っております。小学校費、中学校費は職員の人件費、管理運営経費、備品購入費、ICT 機器リース料、給食関係経費、施設修繕費、辰野町塩尻市に係る小学校組合及び中学校組合の負担金が主なものでございます。社会教育総務費は、協議会・文化団体への負担金及び補助金のほか男女共同参画事業・人権同和教育の経費が主なものでございます。公民館費は、生涯学習と子育て支援の一環として行う各種教室・講座の費用、分館改修工事補助金、分館の活動交付金の主なものでございます。図書館費は、図書館の維持

管理経費、新刊図書等備品購入費が主なものでございます。美術館管理運営事業費は、施設の維持管理経費及び照明 LED 化改修工事費が主なものでございます。美術館特別展事業費は、石川麻優子・漆原さくら展、村上忠志展、ひこねのりお展、千田泰広展などの特別展の経費が主なもので、6 年度の入館者数は過去最高となりました。文化財保護費は、町内の文化財保護・保全・調査のための経費が主なものでございます。埋蔵文化財発掘事業費は、埋蔵文化財発掘調査の経費をはじめ、保守管理等委託料が主なものでございます。町民会館管理運営費は、ホール舞台照明 LED 化改修工事設計業務委託料、東側自動ドア設置工事費、大会議室入口段差解消工事費等の維持管理・運営のための経費及びオペレッタフェスティバルをはじめとする自主事業費が主なものでございます。スポーツ公園管理費は、10 ページに続きますけれども、スポーツ公園維持管理経費、たつの未来館及び世界昆虫館の指定管理料が主なものでございます。災害復旧費は総額 3,033 万 2,000 円の決算となりました。現年災農業施設災害復旧事業費は、伝兵衛井地区の測量設計業務委託料が主なものでございます。公債費は総額 7 億 4,889 万 5,000 円となりました。内訳は起債元金が 7 億 3,805 万円、起債利子が 1,024 万 1,000 円、一時借入金利子が 60 万 4,000 円でございます。続きまして 11 ページ、令和 6 年度特別会計決算についてご説明申し上げます。上水道事業会計でございます。安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道設備、機械、管路の更新を計画的に進めてまいりました。令和 6 年度の主要な建設改良事業として、浄水施設改良事業では、下横川簡易水道一ノ瀬配水池膜ろ過設備新設工事、穴倉沢飲料水供給施設浄水設備改良工事等また配水施設改良事業では、国道 153 号線拡幅工事に伴う水道管仮設工事、下横川簡易水道一ノ瀬地区配水管布設替工事を実施いたしました。経営面においては、令和 6 年 4 月 1 日より水道料金改定を実施し、施設の適正な維持管理を行い、経費節減に努めてまいりました。収益的収支について、収入総額は 4 億 1,301 万 8,000 円、支出総額 3 億 8,822 万 2,000 円、収支差引 2,479 万 6,000 円の黒字決算となりました。なお、上水道事業会計の未処分利益剰余金 4,302 万 8,131 円のうち、900 万円を自己資本金に組み入れます。下水道事業会計でございます。生活基盤インフラとして安定した下水処理推進のため、施設の長寿命化事業を計画的に進めてまいりました。令和 6 年度の主要な建設改良事業として、管渠整備事業では、下水道ストックマネジメント計画に基づき、管路施設点検調査を行う予定でしたが、補助が未採択だったため順延いたしました。処理場整備事業については、令和 5 年度

から繰越した辰野水処理センターの改築・耐震工事を行いました。有形固定資産購入事業については、特殊繊維担体を用いた余剰汚泥削減型水処理技術実証研究が終了し、使用していた機器を買い取りました。また、下水道事業計画を変更いたしました。12ページをお願いいたします。収益的収支について、収入総額は8億6,808万4,000円、支出総額7億7,639万7,000円、収支差引9,168万7,000円の黒字決算となりました。なお、下水道事業会計の未処分利益剰余金は、9,168万7,104円のうち8,228万8,313円を減債積立金に積み立てます。国民健康保険特別会計でございます。持続可能な医療保険制度を構築するため、県と町は共同保険者として国民健康保険の運営を行っています。県は財政運営の責任を負い、町は資格の管理や保険税の賦課徴収、健康の保持増進を目的とした保健事業を行っております。被保険者数は年間平均3,390人、加入率は24.6%となりました。歳入総額17億1,207万円、歳出総額17億933万3,000円、歳入歳出差引273万7,000円を翌年度に繰り越しました。診療所特別会計でございます。診療所は第一診療所と川島診療所があり、町内開業医での委託契約により、それぞれ週1回午後のみ審議を行ってございましたが、医師の確保ができず令和6年度は休止といたしました。歳入総額337万7,000円、歳出総額75万4,000円、歳入歳出差引262万3,000円を翌年度に繰り越しました。13ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。後期高齢者医療保険は、75歳以上の高齢者及び65歳以上で一定程度の障がいのある方が加入する医療保険でございます。高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、県と町は後期高齢者医療に関する事務を分担し行っております。被保険者数は4,269人で、前年度に比べて104人の増となりました。歳入総額3億7,450万2,000円、歳出総額3億7,238万8,000円、歳入歳出差引211万4,000円を翌年度に繰り越しました。町立辰野病院事業会計でございます。令和6年度の病院事業は、令和5年度に引き続き経営状況が厳しく、院内で経営改善プロジェクトチームを立ち上げ、患者確保対策及び地域連携強化対策に取り組みました。しかし、患者数はコロナ禍以前の水準に回復せず、一般会計から1億2,000万円の繰入金を増額したところではありますが、人件費の引き上げや前年度からの物価高騰等による影響が大きく、収益的収支について、収入総額は23億1,912万8,000円、支出総額23億6,274万円、収支差引4,361万2,000円の赤字決算となりました。14ページをお願いいたします。地域情報告知システム特別会計でございます。地域情報告知システムは運用を開始して13年が経過いたしました。歳入総額1,512万1,000円、

歳出総額 1,348 万 1,000 円、歳入歳出差引 164 万円を翌年度へ繰り越しました。介護保険特別会計でございます。介護保険サービスは、訪問介護などの在宅サービス及び介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスを合わせ、2 万 7,789 件の利用がありました。また、要支援認定者、基本チェックリスト該当者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業を中心に、地域支援事業を継続実施いたしました。歳入総額 21 億 9,400 万 8,000 円、歳出総額 21 億 3,708 万 8,000 円、歳入歳出差引 5,692 万円を翌年度に繰り越しました。以上、一般会計と 5 つの特別会計、3 つの企業会計合わせて 9 会計について、決算の概要を説明させていただきました。令和 6 年度に計画いたしました数々の事業をおおむね完成することができました。これもひとえに、町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力の賜物と心から敬意と感謝を申し上げます。内容をご審議の上、認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて、中村代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○中村代表監査委員

決算審査の結果について報告いたします。お手元の審査意見書に沿って主な点を報告いたします。一般会計及び特別会計決算意見書 1 ページをお開きください。令和 7 年 7 月 28 日から 8 月 1 日にかけて、役場会議室及び町民会館学習室において、令和 6 年度一般会計及び特別会計 5 会計、並びに地方自治法施行令第 166 条第 2 項に定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、併せて検討を加えました。また、8 月 4 日午前には財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、小澤睦美監査委員とともに審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿の係数に誤りのないものと認めました。また、各基金は設定の目的に沿って適正に運用されたものと認めましたのでまずご報告申し上げます、続きまして意見の概要を申し上げます。2 ページ表 1 をご覧ください。令和 6 年度一般会計及び特別会計の決算総額は、一番下の合計欄です。歳入総額 149 億 215 万 3,000 円、歳出総額 143 億 7,627 万 5,000 円、前年対比では歳入が 3.2%の増額、歳出が 4.1%の増額となりました。実質収支は 4 億 6,724 万 5,000 円のプラスであり、これは人口 2 万人の当町に照らし妥当な決算規模であると考えられます。うち一般会計決算は、歳入総額 106 億 307 万 5,000 円、歳出総額 101 億 4,323 万 1,000 円、実質

収支は4億121万1,000円の黒字決算であります。また特別会計は、国民健康保険特別会計ほか4会計で、歳入総額42億9,907万8,000円、歳出総額42億3,304万5,000円、実質収支は6,603万3,000円の黒字決算であります。各会計とも適切な処理がされており、全体として順当な決算であることを認めます。次に3ページ表2をご覧ください。一般会計の歳入状況ですが、歳入の柱である町税は前年対比13.9%、3億8,880万7,000円の減額となりました。県支出金、地方交付税など減額となりましたが、繰入金、町債、国庫支出金などが増額となり、全体では昨年より4億9,486万8,000円4.9%の増収となりました。続いて5ページ表4、町税決算表をお願いします。町税の内訳です。町税全体の収入決算額は24億824万5,000円で、軽自動車税、入湯税以外の税は減額となりました。続いて6ページ表5、町税等収入・収入未済額表をご覧ください。町税の現年度課税分の収入済額は23億9,748万9,000円となりました。収納率は99.4%で前年に比べて横ばい、徴収体制はおおむね良好と評価します。また、町全体の収入未済額は4,771万7,000円で対前年307万4,000円の増となっております。過年度分の不能欠損の対象者が少なかったことでもあります。徴収率の停滞も見られます。また不納欠損額は143万3,000円となっております。法令に基づく適正な調査と処理が行われた結果と思われ。少しでも不納欠損処理に至らぬよう対策を講じ、今後も自主財源の確保と税負担の公平の見地から、引き続き収入未済額の縮小に最善の努力をお願いするものであります。7ページ表6をご覧ください。一般会計の歳出です。予算の執行状況ですが予算額106億4,693万7,000円に対し、支出額101億4,323万1,000円で、執行率は95.3%となっております。歳出総額は事業における効率的、効果的な執行が行われ、前年度を6%、5億7,376万2,000円上回りました。経費については、物価高騰や人件費の増により増加しました。職員の意識改革や、効率的、効果的の意識の浸透は見られますが、今後とも各事業の実態に照らして、その適正規模について十分検討し、最小の経費で最大の効果があるよう最大限の努力を要望します。次に基金です。12ページ表7、8基金運用状況表を合わせてご覧ください。一般会計の基金であります。財政調整基金をはじめ、合わせて4億2,844万7,000円、多数の基金の取り崩しがあり、また利息を含め20の基金で1,906万3,000円の積立てを行いました。一般会計の基金残高は35億8,195万6,000円となり、特別会計を含む基金残高は40億9,675万6,000円となりました。設置の目的に沿い、適切な運用がされたものと認めます。令和6年度のように目的に応じて基金の大きな

運用をする場合には、目的の計画を明確にし、安易に運用することのないよう努めていただきたい。今後も将来に向けて計画的な積み立ての更なる増強と運用にも十分配慮されることを強く要望します。次に 14 ページ表 12、主要財務指標をご覧ください。一般会計の財政の構造、構成から見た指標です。主要財務指標のうち経常収支比率は 96.6%と、前年より 10.3%と大きく上がりました。町立辰野病院補助金の増や地方税及び普通交付税の減が主な原因と考えられます。今後も尚一層経常経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ちなみに町村では 70%程度に収まるのが妥当とされています。財政力指数は 0.47 で前年より 0.02 ポイント上がっています。高いほど財源に余裕があるとされるものです。次に 15 ページをお願いします。特別会計であります。係数は冒頭、表 1 で見ていただいたとおり、それぞれの概要 15、16 ページでご確認ください。経営面ではそれぞれの特別会計が事業目的を達成するために、安易に一般会計の繰入れに頼ることのないよう、また事業の内容・動向も合わせて、独立採算の原理に基づく経営を要請するところです。次に 17 ページをお願いします。財政健全化判断比率とその基礎となる事項を記載した書類について、8月4日関係の書類を審査しました。暫定値ではありますが、いずれも適正に作成されているものと認めました。18 ページ表 13、健全化判断比率をご覧ください。健全化判断比率ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字決算となっているため問題ありません。実質公債費比率は 8.6%と前年より 0.3 ポイント増加ですが健全の範囲内です。また将来負担比率は前年と同様にマイナスとなりました。早期健全化比率は 350%ですので健全の範囲内です。とはいえ、町民サービスの充実や GX、DX の推進、病院への補助金など財政需要は増大し、財政の硬直化は進行しています。増収による自主財源の確保、国庫支出金等の動向に注視した資金獲得に努め、指定管理者制度では一部改善を要する事項が見受けられました。公平で適正な支出を徹底し、また基金においては目的に沿って積み立て、計画的な運用により引き続き健全な財政運営に取り組んでいただきたいと思います。続いて別冊の公営企業会計決算及び経営健全化の審査意見書の 1 ページをお開きください。公営企業会計決算であります。7月29日と8月の4日役場会議室及び辰野病院において、小澤睦美監査委員とともに、辰野町上水道事業会計、辰野町下水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を審査しました。はじめに 21 ページ表 20、資金不足比率をご覧ください。一番後ろになります。企業会計において財政健全化法による資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が

適正に作成されているか審査しました。いずれも適正に作成されているものと認めました。いずれの会計とも資金不足はなく該当なしでありました。戻って 2、3 ページをご覧ください。表の 1、2 になります。上水道事業会計においては、収入の主なもののは給水収益であります。給水人口は減少となりました。今後も漏水調査を行い、漏水箇所の修理を行っておりますが、有収率は前年を 1.4% 下回りました。5 ページ表 5 をお願いします。収益は前年度比 3.4% 増額、費用は 4.1% の増額となり、2,479 万 6,000 円の純利益が生じ、黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は 7 年連続の赤字です。配水・給水費などの費用が増えています。なお未処分利益剰余金 4,302 万 8,000 円のうち、議会の議決による処分として、資本金へ組み入れに 900 万円を計上し、条例による処分として減債積立金 2,000 万円、建設改良積立金に 1,000 万円を積み立てています。6 ページ表 6、上水道未収金をお願いします。水道使用料の未収金については現年度分が増額、過年度分は減額しました。年々減少傾向にあり徴収率は増加となり改善は見られています。個々の管理など基本的な対応を引き続き行い、今後も新たな取り組みに挑戦いただき、水道料の値上げもされたことから、公平性の確保になお一層心がけていただきたいと思います。上水道事業は今後も老朽化した水道設備、機械、管路の更新、耐震化など、計画的に取り組んでいかなければならない事業が多々あります。これらを積極的に推進できるよう、公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コストの縮減による財源を確保し、安全で美味しい水を供給するために更なる努力を望むものであります。次に 7 ページをご覧ください。下水道事業について申し上げます。7、8 ページ、表 7 をご覧ください。下水道事業においては、収入の主なもののは下水道使用料であります。いずれの事業においても、水洗化率は高い数字となっており、下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業においては昨年を上回りました。11 ページ表 11 をお願いします。収益は前年度比 1.3% の減額、費用は 0.3% の減額となり、9,168 万 7,000 円の純利益が生じ黒字決算となりました。ただし営業収益から営業費用を差し引いた段階での営業損益は昨年に引き続き赤字となっています。未処分利益剰余金 9,168 万 7,000 円のうち、8,228 万 8,000 円は、議会の議決による処分として減債積立金に積み立てています。12 ページの表 12、下水道未収金をお願いします。下水道使用料の未収金は、特に現年度分が大幅に減額しました。今後も公平性を確保し、個々の管理など基本的な点をしっかりと対策を講じていただきたいと思います。下水道事業

は今後の生活基盤インフラとして安定した下水道処理推進のために、計画的な施設の長寿命化等に努めていただきたいと考えます。次に 13 ページをご覧ください。表 13、14 をお願いします。町立辰野病院事業について申し上げます。昨年入院患者数が増加しましたが、外来患者数が大きく減少しました。入院患者数は前年度比 2.7%、707 人の増、外来患者数は前年度比 2.8%、1,789 人の減となりました。次に表 14、決算状況ですが、収益は前年度比 4.4%の増額、費用は 0.9%の増額となり、4,361 万 2,000 円の純損失が生じ赤字決算となりました。総収益の中には町の一般会計などから 5 億 2,000 万円の繰入金が含まれており、本業の不足分を補っております。16 ページ表 14 に詳細な収支がありますのでご確認ください。また、17 ページの表 18 には費用の詳細がありますので、合わせてご確認ください。費用面では、材料費及び経費等は減少しているもの、人事院勧告による支給額引き上げにより給与費が増加しています。今後も常勤医師の確保や健診事業の拡充など、収益力の強化と費用面の管理体制強化をしっかりと機能することを望みます。次に 18 ページ表 19 をご覧ください。医業未収金については過年度分は減少しましたが、現年度分は増加しました。今後も早期対応することや院内の連携、徴収体制の工夫により増やさぬよう更なる努力をすることを望みます。当病院の経営は、物価高騰や患者数の減少、人件費の引き上げ等による影響で、多額の繰入金によって運営しなければならない大変厳しい状況にあります。この状況を非常事態であると考え、より一層の努力と早急な対応を講じていただきたい。病床機能再編に向けた経営改善の取り組みについては、今後検証していく中で、地域に求められる病院機能の充実と安定により質の高い医療サービスの提供を要望いたします。以上、令和 6 年度一般会計ほか各会計の決算は決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく証拠書類も整備され、会計経理は正確と認め意見といたします。最後に別冊の令和 2 年度から令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の修正に係る再審査意見書をご覧ください。後ほど担当課からより報告がありますが、令和 2 年度から令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の修正があったことから、8 月 4 日再審査を行いました。修正された実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準より下回っているため健全の範囲と認め意見といたします。

○議 長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もござい

ますので、総体的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本決算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、決算関係議案、議案第 1 号から議案第 9 号及び議案第 23 号並びに議案第 24 号、以上 11 議案はお配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、辰野町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 10 号、辰野町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。根拠法令である地方自治法の一部改正に伴い、これを引用している条文等条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。根拠条文が第 1 条の第 7 項から第 1 条の第 1 項となったため、項番ずれの整理となっております。施行日は公布の日からとします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、辰野町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。日

程第 13、議案第 11 号、辰野町職員の育児休業等に関する条例及び辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 11 号、辰野町職員の育児休業等に関する条例及び辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、職員が仕事と育児、介護も両立できるように育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化等を改正を行うものであります。辰野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。育児を行う職員の部分休業の拡充に関する改正となります。第 15 条は、部分休業を取得することができない職員の勤務について、勤務日ごとの勤務時間を削除しております。第 16 条は、第 1 号部分休業の承認といたしまして、職員が時間単位の部分休業を請求した場合において、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする取り扱いを廃止しております。1 ページから 2 ページの第 16 条の 2 から 4 につきましては、今回新しく加わりました第 2 号部分休業の承認の改正となります。現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 日につき 10 日相当の範囲内で取得可能とする形態を設けることとし、職員は第 1 号部分休業または第 2 号部分休業のいずれかの形態を選択可能としております。第 16 条の 4 については、第 2 号部分休業について、1 年の期間で取得可能な時間となります。非常勤職員以外の職員は 77 時間 30 分、非常勤職員については勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間となります。3 ページをご覧ください。第 18 条は、申し出をした職員が条例に定める特別な事情がある場合に限り、申し出の内容を変更することができる旨の改正となります。続いて、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正の説明を申し上げます。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 5 条の 3 は、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が所定労働時間を超えて、勤務させてはならない職員の範囲を 3 歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大し、それに伴う関係条例の一部改正となります。2 ページをご覧ください。第 12 条は、新旧対照表 4 ページにてできます配偶者等という軸の定義を表すための

改正となります。3 ページをご覧ください。第 16 条は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等といたしまして、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の実施をするものであります。具体的には、妊娠、出産の申し出時と子が3歳になる前の育児期にある職員への面談等による両立支援制度の周知や、制度利用、働き方意向聴取など、聴取した意向への配慮を行い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するものでございます。4 ページをご覧ください。第 17 条は配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等といたしまして、家族の介護の必要が生じた職員に対して、仕事と介護の両立支援制度の周知や、両立支援制度請求等に関する職員の意向確認等を面談等で措置で実施するものであります。5 ページをご覧ください。第 18 条は、勤務環境の整備に関する措置といたしまして、家族の介護の必要が生じた職員からの両立支援制度の請求が円滑に行われるようにするため、職場環境の整備をするものであります。具体的には、研修等の実施、相談窓口の設置等措置を行い、職員が仕事と介護の両立に必要な制度を選択できるよう支援するものでございます。各条例とも施行日は令和 7 年 10 月 1 日からであります。以上一括して提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 11 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 12 号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。公職選挙法施行令の改正により選挙運動用はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、これを準用している条文等、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 8 条では、選挙運動用のビラに係る公費負担額の限度額を作成単価について、7 円 73 銭から 8 円 38 銭、第 11 条では選挙運動用ポスターに係る公費負担額の限度額を作成単価について、541 円 31 銭から 586 円 88 銭に改正するものであります。施行日は公布の日からとします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 12 号、辰野町議会議員及び辰野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。日程第 15、議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和 7 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、役場庁舎 1 階事務室の空調設備更新工事に係る専決補正予算であります。補正総額は 650 万円の追加で、予算総額は 106 億 468 万 9,000 円となりました。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては繰越金の追加であります。歳出につきましては総務費で、役場庁舎 1 階事務室、建設水道

課及び産業振興課内に設置してあります3台の空調設備が故障したため、更新工事を追加するものであります。連日、猛暑が続く中、来庁者や職員の健康を害する恐れがあることから早急に対応する必要があると認めましたので、令和7年8月7日専決処分いたしました。以上のおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和7年度辰野町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のおり承認することに決しました。日程第16、議案第14号、令和7年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

令和7年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方創生臨時交付金事業で、定額減税補足給付金にかかる費用、松枯損木処理業務委託料、町税等過誤納還付金等を追加するものであります。補正総額は8,776万7,000円の追加で、予算総額は106億9,245万6,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方特例交付金、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入の追加と町債の減額であります。歳出につきましては総務費で、役場庁舎への浸水を防ぐための簡易止水板の購入、法人住民税還付金を主とした町税等過誤納還付金、道路反射鏡の修繕料、広域避難所空調設備設計業務委託料、地方公共団体情報システム機構交付金、令和6年の所得税額確定により本来の給付額との差額が生じた方へ不足分を支給する、定額減税補足給付金に要する費用、公職選挙法施行令の改正に伴う

選挙公営負担金等の追加、地域レジリエンスソーラーシステム賃貸借事業付帯工事の減額であります。民生費ではボランティアセンターで故障した FF 式石油暖房機の更新工事、システム改修に伴う上伊那広域連合負担金、養護老人ホーム運営費負担金、辰野町シニアクラブへの加入団体増によるシニアクラブ活動助成補助金、共生館あさひヶ丘で故障した居室温水器の更新工事、病児・病後児保育施設の入口自動ドアへ間接操作できる電子錠の取付工事の追加であります。衛生費でシステム改修に伴う上伊那広域連合負担金、中央保育園照明 LED 化工事で物価高騰に伴う当初予算計上額不足分、地区健康教室事業業務委託料の追加、地区健康教室講師謝礼の減額であります。農林水産業費で渇水により農業用水の取水が困難となっている箇所、用水確保に向けた道水路整備に要する重機使用料、中井筋水路の漏水等に緊急対応したことにより不足する水路改修工事、目撃情報が多発しているクマに備えクマよけスプレーやクマ用盾の購入、松枯損木処理業務委託料、しだれ栗森林公園キャンプ場内で強風等により枯れ枝落下の恐れがある危険木の処理業務委託料等の追加であります。消防費では、中央道救急業務支弁金本部負担金、小野区及び今村区内の火の見櫓の撤去工事、第 7 分団平出旭町ポンプ置き場の雨漏り修繕に要する補助金等の追加であります。教育費で中央コミュニティセンターの雨漏り改修工事に係る分館改修工事補助金の追加であります。地方債補正につきましては緊急防災・減災事業債と脱炭素化推進事業債の変更であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し最終日採決として議事を進行いたします。日程第 17、議案第 15 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 15 号、令和 7 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)の提案理由をご説明いたします。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 263 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 978 万 5,000 円とするものです。内容につきましては 6 ページをご覧ください。歳入です。繰越金について前年度繰越金の確定により前年度繰越金を 263 万 7,000 円増額するものです。続きまして歳出です。7 ページをご覧ください。諸支出金について、一般被保険者保

除税還付金の償還金利子及び割引料を、資格喪失に伴う被保険者への遡及還付のため、50万円増額するものです。また、予備費について歳入増額による調整のため、213万7,000円増額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号、令和7年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号、令和7年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第16号、令和7年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,915万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,390万2,000円とするものです。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では、国庫支出金は地域支援事業交付金過年度分を37万7,000円の増、支払基金交付金は介護給付費交付金過年度分を185万6,000円増額するものです。これは令和6年度分の地域支援事業、介護給付費の精算に伴い不足分が追加交付されるものです。繰越金は、前年度繰越金の確定により5,691万8,000円を増額するものです。7ページをご覧ください。歳出では、諸支出金は令和6年度の介護給付費等の精算に伴い、過年度分として国県社会保険診療報酬支払基金に3,648万円返還するための増、予備費は2,267万1,000円増額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 16 号、令和 7 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩とします。再開時間は、11 時 35 分とします。

休憩開始 11 時 22 分

再開時間 11 時 35 分

○議長

再開いたします。日程第 19、議案第 17 号、令和 7 年度役場庁舎照明 LED 化改修工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 17 号、令和 7 年度役場庁舎照明 LED 化改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 7 年 8 月 6 日、一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和 7 年度、役場庁舎照明 LED 化改修工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 4,979 万 7,000 円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字平出 1767 番地 1、株式会社元木工電舎でございます。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、総務課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長

議案第 17 号、令和 7 年度役場庁舎照明 LED 化改修工事請負契約について、工事内容を申し上げます。辰野町では、地球温暖化対策実行計画事務事業編に基づきまして、公共施設の省エネ化を推進するため、施設の照明 LED 化を進めております。その一環として、本年度、役場庁舎の照明 LED 化改修工事を実施します。今回の工事は、役場

敷地内の照明のうち、役場庁舎 1 階から 3 階の照明を対象としたもので、役場庁舎は 1 階は正面玄関ホール及び中央便所、男女更衣室、エレベーター、町民ホールの一部を除いたすべてについて、2 階は総務課事務室の一部及び中央便所の除いたすべてについて、3 階は談話室と中央便所を除いたすべてについて、屋上は機械室、階段についての工事を行うものでございます。過去に老朽化等により LED に交換された箇所を除いた、全 747 台を LED 化照明に改修するものでございます。工期は、議会の議決を得た日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までを予定しております。工事内容は以上のとおりであります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

○吉 澤 (4 番)

一般競争入札に付したということですが、応札者は何者あったのでしょうか、教えてください。

○まちづくり政策課長

お答えいたします。応札業者は 2 者です。以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 17 号、令和 7 年度役場庁舎照明 LED 化改修工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案のとおり可決されました。日程第 20、議案第 18 号、令和 7 年度辰野町民会館ホール舞台照明設備改修工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 18 号、令和 7 年度辰野町民会館ホール舞台照明設備改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 7 年 8 月 5

日、随意契約に付した結果、落札者が決定しましたので請負契約を締結するため、辰野町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和7年度辰野町民会館ホール舞台照明設備改修工事、契約の方法は随意契約、契約金額は2億8,600万円、契約の相手方は東京都台東区池之端2丁目7番17号井門池之端ビル、株式会社松村電機製作所東京支店でございます。契約の方法につきましては、舞台照明設備は特殊なものであり、既存設備の一部を改造及び使用するため、製品保証が伴うことまた製造者が有する知識、技術等を要することからも、今回の契約の相手方以外の第三者では要件を満たさないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質または目的が競争入札に適さないものとして、随意契約を締結したいものでございます。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、学びの支援課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○学びの支援課長

議案第18号、令和7年度辰野町民会館ホール舞台照明設備改修工事請負契約について、工事内容を申し上げます。現在、町民会館の舞台で使用している照明機器は、ハロゲン球を使用しておりますが、この電球が既に一部製造中止となっており、この電球が球切れした場合使用できなくなる機器があり、舞台の運営に影響が出る恐れがあることから、照明機器約160台について、既存の照明機器を取り外し新たにLED照明機器を設置し、関連するホールの設備の改修を行い、破損していたスポットライトについても入れ替える工事となります。これに伴いまして、LED照明設備に対応した照明操作卓の入れ替えも行います。なお、これらの舞台照明設備は特殊な機器のため、すべての機器が受注生産となります。会館建設時の設備納入業者であることに加え、現在も保守点検を行っていることから、舞台の状況を正確に把握していることもあり、適正な製品の納入が期待できます。また、ホール客席側の照明につきましては、分割し別発注として一般競争入札に付しており、本契約は舞台照明に関わるもののみとなります。工期は、議会の議決を得た日の翌日から令和8年3月31日までを予定しております。工事内容は以上のとおりです。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

○吉澤（４番）

本件議案について、昨日近所の人何人かにご意見を聞きましたところ、皆さん目を丸くして、しっかり調べて審議して欲しいと言われました。このまま今日決めることは禍根を残すのではないかと考え、以下４つの視点で質問させていただきます。第１は契約に至る経過についての確認です。町に私がお聞きしたところ、昨年度、松村電機製作所以下M社と言わせていただきますが、から概算見積もりを取りこれで予算計上、今年度に入り同者から詳細設計、見積書を出させ、役場職員がこれをチェックして同社から見積りを取って、その１者のみの見積りで契約に至ったと聞いていますが、この事実認識で間違いないでしょうか。これが１点です。２点目は説明にも一旦ありましたが、随意契約１者見積もりとした根拠であるM社しかできない工事かどうかについての質問になります。舞台装置の専門業者は全国に３者以上あります。身近な会館でも他者の多くの実績があります。ですからM社以外でも舞台照明工事ができることは容易に想像ができます。今回のように設備の大規模改修、入れ替えのような場合、業者を変えることができるかについて、舞台装置の専門家にお聞きしたところ、できるし変えた例もあるということでした。そこで２点目の質問です。M社以外の専門業者に本件工事ができるかどうか照会されたのでしょうか。この点、お答えください。３点目は、税金の無駄遣いを防ぐ面での質問になります。近隣自治体の舞台照明のLED化工事の場合では、業者から出された見積設計書を役場が公共事業積算単価等により精査して、予定価格を決め結果として業者が当初出してきた見積額の70%の額で契約に至ったと聞いております。そこで質問です。M社から今年度出された詳細設計額はいくらですか。町の設定した予定価格はいくらでしょうか。そしてM社から出してきた見積額はいくらでしょうか。また、予定価格作成のための積算は誰がどのように行われたのでしょうか。一旦、以上に質問させていただきます。

○まちづくり政策課長

それでは吉澤議員の質問にお答えをいたします。まず、一点目の経過それから随意契約１者につきましてのご質問の回答になります。本工事につきましては、工事の内容、施工条件及び専門性の高さ等によるその特殊性から、一般競争入札による競争が難しい場合が多く、結果として地方自治法施行令に基づく随意契約により実施されるケースが多いことはやむを得ないと考えております。特殊な技術と経験を有する業者に限定する必要性があり、選定の効率化と品質確保の等の観点から、特定の業者との随

意契約を選択したところでは、最初から随意契約ありきで考えていたのではなく、まずは競争入札の可否について検討し、様々な要因から競争入札が適していないと判断できる場合に限り随意契約としているところであり、また、見積書の徴取につきましては、町の財務規則第 119 条の 2 第 1 項に規定されております。これは随意契約の見積書の聴取について定めているものであります。原則は 2 人以上の者から見積書を調整することとされておりますが、場合により 1 人の者から見積書を徴することができることも規定されております。同項第 1 号にある契約の目的または性質により、契約の相手方が特定されるときに該当し、また、町の建設工事請負人選定委員会では、選定基準に基づき審査し適切な手続きを踏んでおります。これは規則にのっとり適正な手続きであり、透明性と公平性を確保したものであると考えております。以上のとおり、地方自治法施行令及び町の財務規則に基づき、適切に行われたものであるとご理解をいただきたいと思っております。今後ともより一層の透明性と適正な運営に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○学びの支援課長

お答えいたします。先ほど来の特特殊性のところでございますけれども、平成 26 年に経済産業省から電気用品の技術上の基準を定める省令というものが出ております。そこにおきまして、現在、辰野町民会館に設置してある施設設備につきまして安全管理上の問題があるということで更新をするようにと、町民会館特定ありませんがホール全体ですけれども、それまで使っていた設備を更新して安全管理を万全を期すようにということで省令が出ております。そのような部分につきましても、今回改修工事で修繕を行うということになっております。その改善しなければいけない設備につきまして、一部この今回随意契約を予定している M 社の規格の部分があるわけですし、万が一他者でそこを修繕した場合に、M 社の規格の部分と他者の製品の混在する部分になりまして、安全管理上、非常に危惧する部分が出てきます。万が一破損した場合の補償の問題、それを起因とする職員の怪我等があった場合の補償の問題等、様々な懸念が生じる恐れがあるそういうところがありますので、随意契約というところで該当するというふうに理解をしております。以上です。

○議 長

とりあえず町側の答弁は以上でよろしいですか。

○吉 澤（4 番）

答弁もれなんです、申し訳ありませんが。まず一点目。今年度、M社から詳細設計書を取り、それを役場職員がチェックして、そして契約に至ったと。契約にあたってはM社1者からの見積りで行ったとこれを否定する答弁がなかったので、そのような理解でいいんですねっていうことを確認したいです。2点目私聞いたのがこの工事がM社以外の専門業者、箕輪でも伊那でも駒ヶ根でも他の業者がやっていますから、そういう専門業者にできるかどうか照会したんですかと、照会した事実がそこが答えていただきたいと、それから本年度M社から出てきた詳細設計金額はいくらなのかこれに対して役場の作成した予定価格がいくらなのか、そこを教えてくださいと、そこは具体的な質問ですので、具体的にお答えいただきたいと思います。2回目になっちゃいますね。じゃあ続けてもう1つ。

○議長

とりあえず今のちょっと確認、改めて抜けてた部分だけ先に答えていただきます。

○まちづくり政策課長

それでは予定額につきましてお答えをさせて設計予定額ですね、につきましてお答えはできるものですが、金額は2億8,820万でございます。以上です。

○学びの支援課長

先程の他者に照会したのか、ほかの業者でできないのかっていうお話ですけれども、現在こちらで把握している中におきましては、今回の町民会館のホールの舞台照明と同等の事業を行っているということで把握しているのは、塩尻市のレザンホールであります。塩尻市のレザンホールにつきましては、平成27年、28年度に事業を行っておりまして、こちらで把握している近隣ではそれのみとなります。そのほかにも近年県関係のホクト文化ホールですとか、伊那文ですとか、改修工事等を行っておりますが、その工事につきましては舞台照明の改修工事ではなくて、客室の電灯工事ですとか附帯する廊下とかそういうもののLED化と、伊那文化会館におきましては耐震工事が含まれているということで、若干工事の内容が異なりますので、それについて参考にはおりません。以上です。

○学びの支援課長

専門業者につきましては今何者かあるというふうにお話を伺いましたけれども、こちらで把握しているのは全国で2者しかないというふうに理解しております。ですのでその2者からということではなくて、先ほどのお話のとおり松村規格の部分があると

いうことでほかの業者さんには照会はしておりません。以上です。

○吉 澤（4 番）

今年度、M 社から詳細設計を出させたということです。その詳細設計額はいくらだったのでしょうか。先ほど言われたのは予定価格ですよね。予定価格は2億8,820万円、その予定価格の前の詳細設計額はいくらで出てきたのでしょうか。

○副町長

はい。一番最初の見積額ですが、その額についてこういう場でもってですね、あくまでも業者に参考見積として取ってるものですから、そのあとに町の方で詳細に検討する額になりますので、こういう場でもって公表していいかどうかというのはちょっと今私どもも確定できませんので、その問題についてお答えを控えさせていただきたいと思います。

○吉 澤（4 番）

2 番目の質問の扱いにさせていただきたいのですが、もう 1 点は公共工事契約のルールに合っているか、先ほど来、説明があった随意契約という方法が妥当なのか、また 1 者だけの見積りで随意契約することが妥当なのか、この点についての質問です。ご承知のように、公共工事は一般競争入札を原則、工事金額が 130 万円以下の場合などの特定の場合だけ随意契約できるとしています。町は今回先ほど説明ありましたが、今回の工事が競争入札に適さないものだからという判断をしたということですが、随意契約ガイドラインというのがあります。これに、競争入札に適さない場合とはという解説がありまして、例として特許権を必要とする場合などだと、そして注釈としてわざわざ実績がある、熟練しているというのは、これには該当しませんというふうにされています。また町の財務規則ではまちづくり政策課長が言いましたけども原則 2 者以上で、1 者でいい場合は契約の相手方が特定されるからということですが、随契でも見積もりは 3 者から取るのが普通ではないかと思うんです。そこでこの点での質問です。今回の工事に M 社の特許を使う予定があるんですか。M 社の製品システムでなければならないという理由をもうちょっとわかりやすく具体的にご説明いただけないでしょうか。最後ですが、M 社以外からはなぜ見積もりを取らないでしょうか。見積りを取ることはできるはずですが、うちゅうのは、予定価格を作るために設計積算した設計図書が役場にあるわけですから、この図書を他者に示して見積りしてくださいと言えばいい話です。出せませんって言ったら、それはそれまでで

すけども、それをしないのはなぜでしょうか。最後に全国専門業者2者と言いましたけど、もう1者大きな会社がかかり仕事を取って近隣でも仕事やってるということは事実として付け加えたいと思います。つまり3者はあるという私の指摘は、そういうことではないかと思います。今の3点質問として、2回目をお願いします。

○学びの支援課長

もう少し詳細にというお話でしたのでお話をさせていただきますが、今説明させていただいている規格が違くと安全管理上問題のあるという規格ものはですね、町民会館の舞台に作りつけられている部分になります。なので製品の部品のどこかが規格もので、それを使わなきゃいけないとかそういうものではありませんので、既にあるものについて、そこに取り付ける際に規格ものとして他社のは使えないという、そういうところがあるということでもありますので、そこが1つ随意契約になるところ安全管理上課題を残すので懸念される部分として、配慮をしたと考慮したということになります。具体的には町民会館の照明施設に使いますコンセントになります。これがいわゆるT字型と言いまして横と縦に差し込みで電源を供給する、そういうコンセントなわけですけども、これがアースがちゃんとできていない場合漏電して火災が発生する恐れがあるということで、C字型というこういうコの字みたいな形の差込みに変更をするということで、これは法的に何か罰則が加えられるわけではないようですが、省令を読み込むともう使えなくなる製品があるということだということで、これまでも保守管理の際、これは改善する必要があるということで度々指摘を受けているものですので、そこについても改修が必要になったということで、この部分については先ほどのとおり適合しない部分で万が一事故となった場合の責任の所在、補償の問題で懸念される部分が出てくるというふうに判断しております。それが40箇所ほどあります。それと、舞台の合唱をする際に側面と天井に音響を反射するギザギザの板、盤を設置するわけですけども、その天井部分の照明機器、約30箇所が照明機器が設置されているわけですけども、この取り付けの部分のジョイント部分に松村M製作所の規格ものが入ってくる、これすべて受注生産ですので、M規格のものが入ってくるというような状態になるということですので、ここにつきまして演者、ホールを使う皆さんがそこで何か催しもの等をしているときに、十分な緊結ができてない場合には落下する恐れがあるという懸念もありますので、この規格に合わせたものを取り付ける必要があるというふうに考えておりますので、そこが詳しく説明というところでは説明を

させていただけるというふうですので、特許ではなくて規格ものについてここが適合しないと安全面でちょっと危惧される部分があるということになります。そういうことも伴いましてM社の見積りのほかにどっか出さなかったかというところにつきましては、その特殊性があるということから、他者から見積もりを取るということは必要ないというふうに判断いたしました。以上です。

○副町長

はい。今回の随意契約につきましては、地方自治法の施行令これに随意契約という契約を採用してもいいよということがしっかりとうたわれているということ、なおかつ、辰野町の財務規則の中でも1人の者から見積書を徴するものということもしっかりとうたわれていること、そういったことから今回の契約に至ったということであり、ます。他市町村の会館の入札事例とかを今言われましたけれど、すべての会館の工事がこの辰野町の業者選定に合致するかどうかというと、それはそれぞれの会館独自の様々な理由があって、選定委員会で他の会館の選定方法を比較すべきではないかと考え、そのために地方自治法で定められたこの随意契約という契約方法の選択を行ってはるわけでありますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

○吉澤（4番）

短期間で調べた私のつたない調査と提案には、不十分さや一部には間違いがあるかもしれません。しかし今回の議案は2億8,600万円を随意契約、1者見積りで契約しようという提案であります。本当に随意契約でいいのか、1者見積りでいいのか、契約金額が妥当なのか、この点については十分な検証が必要ではないでしょうか。議会には町民に代わって町政をチェックして、より良い提案をしていく責任があります。できるだけ調べて慎重に審議する必要があるのではないかと考えます。よって本議案は委員会に付託するように提案したいと思います。

○議長

ただいま吉澤議員が議案第18号の即決に対して異議を申し立てました。会議規則第37条により即決に対する異議があるときは、1人の異議でも委員会に付託するかどうか会議に諮ることができる。ほかに質疑、討論、なければ質疑、討論を終結したいと思えますが、いかがでしょうか。ご質問ございますか。

（議場 なし）

○議長

よろしいですか。これより第 18 号の委員会付託について、起立により採決いたします。お諮りいたします。議案第 18 号は、契約議案の所管である総務産業常任委員会に付託することに賛成の方はご起立願います。

(起立 5名)

○議長

起立は少数です。着席ください。従いまして議案第 18 号につきましては、議会運営委員会の提案のとおり即決といたします。これより議案第 18 号、令和 7 年度辰野町民会館ホール舞台照明設備改修工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

○吉澤(4番)

本議案の採決に反対する立場で、若干意見を述べます。先ほど言いましたように、随意契約でいいのか 1 者見積りでいいのか、さらにはこの 2 億 8,600 万円という金額の妥当性を誰がどうやってチェックしたのか明らかになっていません。価格の比較も行われていません。こういう状態で決定することには到底賛同できないと考えます。よって、本件は否決し町側として再考し、出し直していただきたいという立場で本件に反対します。以上です。

○議長

今の意義の申し立てございましたが、賛同する議員の方いらっしゃいますか。

○高木(8番)

私も吉澤さんと同意見で、もう一度考え直す必要があると思います。以上です。

○議長

ほかに討論ございますか。本議案は即決となっておりますので、ただいま反対の意見がございましたが、議員の皆さんの起立により採決をしたいと思います。改めまして本議案第 18 条に関してです。この議案の原案のとおり可決することに賛成の方ご起立願います。

(起立 9名)

○議長

起立多数です。着席ください。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 21、議案第 19 号、令和 7 年度辰野町民会館ホール天井改修工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 19 号、令和 7 年度辰野町民会館ホール天井改修工事請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 7 年 8 月 8 日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので、請負契約を締結するため辰野町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和 7 年度辰野町民会館ホール天井改修工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 5,005 万円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字伊那富 7475 番地 3、株式会社ヤマウラ辰野支店でございます。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、学びの支援課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○学びの支援課長

議案第 19 号、令和 7 年度辰野町民会館ホール天井改修工事請負契約について、工事内容を申し上げます。町民会館ホールの客席の天井に設置している照明設備の LED 化に伴う吊り天井及び側面の壁に設置している音響反射板それと空調ダクトにつきまして有事の際に落下するのを防ぐための工事となります。具体的には、吊り天井につきましては、天井を吊り下げている吊りボルトの増設、固定部分の補強を行い、さらに水平方向への移動を防ぐための補強を行うという工事となります。これらの工事を施工後、照明機器の開口部これは照明を取り付けるための穴になりますが、この 80 箇所ほどありますが、ここについての補強と照明機器落下防止のためのワイヤーの取り付けを行います。客席の側面の壁の音響反射板につきましては、取り付け部分の補強工事、空調ダクトにつきましては止め金具の増設を予定しております。工期は議会の議決を得た日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までを予定しております。工事内容は以上のおりとなっております。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、令和 7 年度辰野町民会館ホール天井改修工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原

案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 22、議案第 20 号、令和 6 年 11 月 1 日～2 日発生 11 月豪雨災害復旧事業伝兵衛井地区工事請負契約についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第 20 号、令和 6 年 11 月 1 日～2 日発生 11 月豪雨災害復旧事業伝兵衛井地区工事請負契約について提案理由を申し上げます。当工事の請負契約につきましては、令和 7 年 8 月 8 日一般競争入札に付した結果、落札者が決定しましたので、請負契約を締結するため、辰野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、令和 6 年 11 月 1 日～2 日発生 11 月豪雨災害復旧事業伝兵衛井地区工事、契約の方法は一般競争入札、契約金額は 1 億 2,898 万 6,000 円、契約の相手方は長野県上伊那郡辰野町大字樋口 1787 番地、松田建設株式会社でございます。以上、提案理由を申し上げます。工事内容につきましては、産業振興課長から説明申し上げますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○産業振興課長

議案第 20 号、令和 6 年 11 月 1 日～2 日発生 11 月豪雨災害復旧事業伝兵衛井地区工事請負契約について工事の概要を申し上げます。下辰野区伝兵衛井童謡公園 1 号デッキ上流約 250 メートルの地点におきまして、令和 6 年 11 月 1 日から 2 日発生 11 月豪雨による出水により、管理道路が 43.5 メートル崩落し、水路の片側が露出している状況で、水路管理、通水にも支障が生じているため、管理道路及び水路の災害復旧工事を実施するものであります。工事の主な内容につきましては、現場打水路工が 43.5 メートル、練積みブロックが 355.2 平方メートル、仮設道路水路上段側ですが掘削盛土で延長 45 メートル、仮設道路河川沿いでございますが、盛土撤去で延長 127 メートル、大型土嚢仮設が設置撤去で 840 袋、120 メートルでございます。河川土砂撤去延長 100 メートルでございます。工期は議会の議決を得た日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日を予定しております。工事の内容については以上のとおりでございます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 20 号、令和 6 年 11 月 1 日～2 日発生 11 月豪雨災害復旧事業伝兵衛井地区工事請負契約についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服について審査するため、地方税法に基づき設置された第三者機関で、委員につきましては任期は 3 年、各市町村に 3 名置くこととなっております。同委員を務めていただいております川村和康委員の 3 期目の任期が満了となりますが、川村氏は司法書士、土地家屋調査士として固定資産の評価について精通されており、委員として適任であり引き続き選任したく提案申し上げます。任期は令和 7 年 10 月 1 日から 3 年間で 4 期目となります。ご審議の上、原案同意くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑なしと認めます。議案第 21 号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 24、議案第 22 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 22 号、辰野町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。教育委員会は教育長と 4 名の委員をもって組織することになっており、委員の任期は 4 年と定められております。教育委員会委員であります関政彦氏は、令和 7 年 9 月 30 日に 2 期目の任期満了を迎えますが、再任することについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。関政彦氏におかれましては 8 年の間、辰野町の教育行政の充実に尽力をいただき、心から感謝を申し上げる次第であります。この間、辰野町立小・中学校のあり方について、教育委員会の場において協議を重ね、本年 4 月に川島小学校の閉校、辰野西小学校との統合に尽力いただきました。現在は新たな辰野町立小・中学校あり方検討委員会で、今後の学校の適正規模、適正配置等について研究・検討を行っていただいておりますが、将来を展望した新たな学校のあり方を方向付ける重要な時期にあたり、この 8 年間で培ってきた経験を活かし、辰野町の教育の発展に力を尽くしていただくため、引き続き関氏を教育委員会委員に任命したいと思いますので、ご審議の上、原案同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 22 号、辰野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 27、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第 1 号、

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和2年度から令和5年度財政指標等の修正について、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度財政指標等の報告について、以上2件について報告を求めます。

○まちづくり政策課

報告第1号、令和2年度から令和5年度の財政健全化判断比率の修正について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告いたします。本年度、令和6年度分になりますが、の財政健全化判断比率について算定を行っていたところ、県からの指導により算定方法の解釈に相違が判明し、過去に報告した令和2年度から令和5年度の再算定を行ったところ、数値の修正となりました。原因としては、実質公債費比率においては、公営企業債の償還の財源として認められる繰入金、将来負担比率においては、公営企業債等繰入見込み額の算定解釈を誤っており、それぞれ適正に計上できていなかったため、それを修正し再算定すると、修正数値は表のとおり実質公債費比率は、令和2年度が8.1%から8.4%、令和3年度が7.4%から8.3%、令和4年度が6.8%から8.1%、令和5年度が6.7%から8.3%となります。3箇年平均で算定されるため、令和2年度以降の単年度数値が上がったことで、それぞれ増加となりました。将来負担比率につきましては、令和2年度が12.6%から14.9%、令和3年度が4.1%から10.8%となり、令和4年度以降は算定なしで再算定後も数値には影響なく、修正はありませんでした。修正数値の実質公債費比率と将来負担比率はいずれも増加したものの、早期健全化基準を下回る範囲内となっております。なお、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は決算ともに黒字であるため、修正前、修正後ともに算定されません。以上、令和2年度から令和5年度の財政健全化判断比率の修正についての報告とさせていただきます。続きまして報告第2号、令和6年度の財政健全化判断比率について、地方公共団体財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告いたします。令和6年度の報告数値は、先ほど報告申し上げた、報告第1号、令和2年度から令和5年度の財政健全化判断比率の修正後の数値を3箇年平均値へ反映させたものとなります。表に示した数値は暫定値であります。確定は11月となりますが、県の指導は終わっておりますので、おおむねこの数値となる見込みです。また、修正が生じた場合には、再度報告させていただきます。まずはじめに実質赤字比率でございます。一般会計等と言われている会計が対象で、辰野町では一般会計及び地域情報告知システム特別会計

になります。赤字が発生した場合、その額が標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。当町の標準財政規模は左下にあるとおり、63億4,415万2,000円です。標準財政規模とは地方自治体が標準的な行政運営時に通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。実質赤字比率につきましては、黒字であるためハイフン表示で該当なしであります。続いて、次の欄の連結実質赤字比率でございますが、こちらはすべての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちら黒字となっておりますので、同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが、これは自治体の標準財政規模に対して一般会計等が負担する地方債における元利償還金及び公営企業債の償還に対する繰入金などの純元利償還金が、どの程度の割合となっているかを示した比率であります。これは3箇年の平均ですが8.6%となりまして、修正報告をした令和5年度に比べ0.3%の増加となります。増加要因につきましては、令和6年度単年度数値8.9%と比べ、比率の小さかった令和3年度単年度数値8.0%が、3箇年平均の算出から外れたことが主な要因になります。また、令和6年度単年度数値の算定において、割り返す分子となる一般会計における地方債の元利償還額は、昨年度に比べ265万9,000円減少しておりますが、分母となる基準財政需要額に算入された公債費、災害復旧費等も減少したため、算定の結果、昨年度の単年度数値に比べ約0.1%の増加で、ほぼ横ばいで推移しております。比率は早期健全化基準内となりますので、今後も将来を見据えた起債の有効活用を図ってまいります。続いて、次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計等が将来負担すべき地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額及び企業会計等他会計の、実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率はハイフン表示で該当なしであります。近年、減少傾向にある中でございましたが、令和4年度より将来負担比率は該当なしとなっております。令和6年度の一般会計等における地方債の現在高は、1億2,515万円の減少、公営企業債の償還に対する繰入金見込額も2億6,541万1,000円減少しており、令和5年度と比較しましても将来負担額は減少しておりますが、令和6年度は財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の取り崩しを行ったため、算定に用いる充当可能額が可能基金が減少していること、また、一般会計等における令和6年度の地方債発行額は6億1,290万円で、令和5年度の2億7,600万に比べ3億3,690万円の増加になり、令和7年度も町民会館照明LED化及び天井改修工事、東部保育園の改修など大

型事業の地方債発行を予定しているため、基金の残高状況に加え今後の起債の借り入れ状況により、将来負担率は再び算出される可能性があります。中段の表上の行は、この法律に規定されます早期健全化基準であります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、これらの基準は各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債費比率、将来負担比率は政令市を除き全市町村同じ数字です。この基準以上の場合、財政健全化計画を策定しなければなりません。下の行、財政再生基準はこの基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされている基準です。いずれの基準につきましても辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を維持していると言えます。続きまして、裏面の2ページをご覧ください。こちらは令和6年度公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして報告させていただきます。こちらも暫定値でございます。資金不足比率は資金不足額が出た場合、その額が事業規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。事業の規模とは簡単に言えば営業収益であります。一番左の欄及び次の欄ですが辰野町の法適用企業会計は、上水道事業会計と下水道事業会計と、町立辰野病院事業会計の3会計でございます。次の欄の資金不足額、剰余額につきましましては、剰余額でございます。上水道事業会計では5億138万6,000円、下水道事業会計では5億5,541万8,000円、町立辰野病院事業会計では1億1,743万1,000円となりました。右から2番目の欄、資金不足比率はハイフン表示で該当なしであります。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度決算等から算定した数値でございます。以上、令和6年度の財政指標等の報告とさせていただきます。以上です。

○議長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に、報告第3号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損

害賠償の責を負うものについて、専決処分を行ったので報告いたします。町の職員や道路施設等による財物事故3件でございます。1件目は、令和7年1月16日、辰野駅前月極駐車場におきまして、契約場所に駐車する際、敷地内に存在する木の枝が車の屋根に当たってしまいまして車を傷つけてしまったものです。示談が成立し、賠償金額20万992円を支払いました。専決日は令和7年6月5日です。2件目は令和7年4月24日、町道2303号線の樋口付近を走行中の車が劣化した舗装を通過した際、舗装の破片が跳ね上がり、車体下部のロッカーモールパネルを損傷させたものです。示談が成立し、賠償金額2万7,192円を支払いました。専決日は令和7年6月25日です。3件目は、令和7年6月20日辰野西小学校内駐車場において、公用車を駐車するためバックをしていたところ、駐車してあったほかの車に接触し、左側前方を損傷させてしまったものです。示談が成立し賠償金額9万8,142円を支払いました。専決日は令和7年7月25日であります。本件3件の補償につきましては、全国町村会総合賠償補償保険にて処理をいたしました。以上報告いたします。

○議長

ただいま報告がありましたが報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第28、請願陳情等についてを議題といたします。請願陳情等については、あらかじめ文書表を配布してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、陳情1件については、福祉教育常任委員会へ付託することにしたいと思いましたがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、文書表のとおり福祉教育常任委員会へ委託することに決しました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散

会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1. 散会の時期

9月1日 午後 0時 40分 散会